



## 「エイジフレンドリーな職場づくりについて」

十日町労働基準監督署

署長 瀬高 潤 氏

高齢化社会の進展とともに、職場においては、60歳以上の高齢労働者が増えており、今後ますます増えていくことが見込まれています。こうした中、高齢者が安心して働ける職場づくりが求められるようになり、そのため、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）が厚生労働省により策定されました。

このガイドラインが策定された背景や求められる取組事項について、簡単にお知らせします。

高齢労働者の増加とともに、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合が約3割になっており、増加傾向にあります。また労働災害発生率は、若壮年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも転倒災害、墜落・転落災害の発生率が高く、さらに休業見込機関も年代が上がるほど長期化する傾向があります。また、高齢労働者は、加齢等に伴い、筋力や感覚機能等の生理的機能の低下と健康状態の変化が訪れ、年代が上がるにつれて、機能や状態の個人差が広がるという特性があり、その特性を理解することが重要となります。

エイジフレンドリーガイドラインは高年齢労働者の労働災害の防止を目的としていて、事業者に求められる主な取組は以下の5つとなります。

### 1. 安全衛生管理体制の確立

経営トップによる方針表明と体制整備、リスクアセスメント、PDCAサイクルの実施等。

### 2. 職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入等のハード面の対策や高年齢労働者の特性を考慮した作業管理等のソフト面の対策の実施。

### 3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断等による健康状態の把握や体力チェックの実施等による体力の状況の把握。

### 4. 高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた業務の軽減や労働時間の短縮等の措置。  
心身両面にわたる健康保持増進措置。

## 5. 安全衛生教育

高年齢労働者、および管理監督者等に対する教育。

また、労働者に求められる事項として、事業者が実施する取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが示されています。

エイジフレンドリーな職場は、高年齢労働者だけではなく、多様性のある様々な労働者にとっても働きやすい職場となります。エイジフレンドリーガイドラインを活用して、働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

エイジフレンドリーガイドラインの全文はこちら

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について／厚生労働省労働基準局

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000620183.pdf>

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報はこちら

厚生労働省ホームページ「高年齢労働者の安全衛生対策に関する各種事業」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/newpage\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)

